

鳥取県告示第65号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定に基づき、指定区域を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

平成24年2月3日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

指定区域	埋立地の区分
倉吉市志津2011外（次の図のとおり）	政令第13条の2第3号イ 省令第12条の31第1号
倉吉市岩倉627-1外（次の図のとおり）	政令第13条の2第3号イ 省令第12条の31第2号
東伯郡北栄町曲17-1（次の図のとおり）	〃
東伯郡北栄町大谷2112-43外（次の図のとおり）	政令第13条の2第1号
東伯郡北栄町大谷2112-115外（次の図のとおり）	〃
東伯郡琴浦町大字田越104（次の図のとおり）	〃
倉吉市上神1207外（次の図のとおり）	政令第13条の2第3号イ 省令第13条の31第1号
倉吉市岡20-97（次の図のとおり）	〃
倉吉市馬場町867-9外（次の図のとおり）	政令第13条の2第3号イ 省令第12条の31第2号
倉吉市尾田228-5外（次の図のとおり）	政令第13条の2第1号
倉吉市服部974-7外（次の図のとおり）	〃

備考 この表において「政令」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）をい
い、「省令」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）をいう。
（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県中部総合事務所生活環境局に備え置いて縦覧に供する。）